

島本町景観計画（案）に関する公述結果

募集期間	令和5年6月2日から令和5年6月16日
資料の閲覧方法	役場1階文化・情報コーナー、2階都市計画課、島本町ホームページ
応募方法	直接提出又は郵送
公述意見提出者数	5名

※公述意見について、原則として「意見の要旨」を掲載しています。

番号	ページ数	公述者番号	意見の要旨	町の考え方
1	56-57 68	1	<p>現在公開中の景観計画案を拝読させていただきました。その中で色彩基準に対する公述意見を申し上げます。</p> <p>景観計画案の68頁に記載されている色彩基準につきましては、現在運用しておられる大阪府景観計画を基に、新たに明度の基準を設けられていると思います。現行の案では、無彩色について判別が困難であるため、色彩基準の中に、無彩色に関する記述を追記いただけないでしょうか。</p> <p>また、色彩計画において、無彩色についても色見本があれば、色彩設計時の参考となるため、無彩色の色見本についても加えていただくようお願いします。加えて、景観計画案の56頁や57頁に、今後景観ガイドラインを作成する旨記載されておりますが、作成される景観ガイドラインにも、色彩の使い方に関する方法などを紹介いただきますよう併せてお願いします。</p> <p>以上、色彩基準について変更願いたく公述致します。</p>	<p>色彩基準につきまして、大阪府景観計画では、色相ごとに彩度の基準を設けられており、本町の景観計画では、大阪府景観計画の基準を基に、新たに明度の基準を設けております。</p> <p>無彩色につきましても同様の基準を想定しており、色彩基準の中に、新たに無彩色に関する記述と色見本を加え、策定中の景観ガイドラインに、新たに色彩の使い方に関する方法などを紹介させていただくことを検討させていただきます。</p>
2	41 51-55	2	<p>1, 島本町民が求める景観について</p>	<p>景観計画（案）では、本町の景観の現況、住民のみなさま等の景観への意識などをもとに、本町の景観形成の課題を整理しております。</p> <p>その中で、アンケート結果で多くの方から評価いただいた山並みや河川等「自然景観の保全」について課題に挙げさせていただいております。</p> <p>景観形成の課題としましては、自然景観の保全以外にも、自然景観や住宅地景観を活かしたまちづくりを進めていく必要があることも挙げさせていただいております。景観を活かしたまちづくりを推進するため、住民のみなさまや事業所、本町が力をあわせて景観を意識したまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。</p>
3	1 22,23	2	<p>2, 島本町の歴史的重要性とその景観について</p> <p>3, 越谷遺跡にあった州浜状地形から見た歴史的景観</p> <p>4, 御所が池からの景観の歴史的価値</p> <p>5, 島本町内全域にわたる遺跡の調査の重要性と歴史的景観の価値の活用について</p> <p>島本町は後鳥羽上皇の水無瀬殿として別荘があったことはよく知られている史実である。</p> <p>この地に暮らす幸せは時の大きな権力をもった後鳥羽上皇が選んだ地であるという事に相違ならない。</p> <p>町民の多くが切望する歴史的景観の価値の重要性を町はもっと理解し活用する努力をして欲しい。</p>	<p>景観は、地域の歴史や文化の積み重ねが目に見える形となって現れたものであり、「歴史的資源」につきましても、本町の重要な「景観資源」であると認識致しております。</p> <p>そのため、本町の文化財につきましては、適切に保存・活用・普及啓発できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
4	6 12,33 ,36,37	3	<p>景観計画に大きく関わる都市計画マスタープランの2020年の住民アンケート調査でも「緑豊かな森林の自然景観」が最も評価が高く（回答者の8割近く）、「水無瀬川沿いの身近な河川景観」「集落と農地が一体となった田園景観」が続いている。計画案p12「景観も生態系から与えられるもの」という認識であれば、自然保護や生物多様性豊かな森林・川・農地などに影響を与える開発や工事規制がなされなければ景観保全はできない。希少生物が沢山生息していた島本駅西側の田園は開発でほとんど消滅し取り返しがつかなくなった。また最近頻発している町による樹木の伐採も景観を損なっている。フォトコンテスト最優秀作品は「新緑に染まる尺代」であった。多くの住民が愛する景観の表れである。今回、公売した「桐が原」を含め「環境調和ゾーン」（総合計画 土地利用）は森林伐採・造成などは厳しく規制しなければ、景観は守れない。</p>	<p>自然景観は、景観計画の策定に際し実施いたしましたアンケート調査においても、重要・大切にしたい景観として認識されており、なかでも森林景観については評価が高くなっております。そのため、本町としましても、将来にわたり「住みたいまち」、「住み続けたいまち」と思ってもらえることのできる住環境づくりのためには、山並み・河川など豊かな自然と暮らしの調和が重要であるものと考えております。</p> <p>今後につきましても、本町の自然景観を大切に、保全・形成・調和を図り、個性や魅力をより一層伸ばさせ、本町に愛着を持ち続けていただくことができるよう、良好な景観形成に努めてまいります。</p> <p>なお、桐ヶ原地区につきましては、第五次島本町総合計画や都市計画マスタープランにおきましては、環境調和ゾーンに位置付けているため、自然環境の保全・維持管理・活用を促進するとともに、それらと調和した良好な景観の形成に努めたいと考えております。</p>

番号	ページ数	公述者番号	意見の要旨	町の考え方
5	55,56	3	建築物の高さ規制については、生活環境悪化による高層マンション住民紛争を教訓として、速やかに導入すべき。パブリックコメントの町回答では「高さ制限については私権の制限につながる懸念もあり慎重に検討する。規制を行うか否かも含めて検討したい」と悠長な内容であった。早期に高さ規制導入をしなければ、市街地は高層マンションラッシュが続き、景観や生活環境は破壊され、人口急増に伴う様々な公共インフラ・サービスの増加で町財政もひっ迫の要因となることが予測される。それを回避するためにも、景観法に基づく景観形成基準（p58）に「建築物等の高さ制限」を入れるべきである。先に制定された町景観条例にも示すよう、届け出は行為着手30日前では建築計画内容が固まっており、変更が不可能なのが他自治体の運用実態である。事前相談を届出前30日とし実効性を担保するよう求める。住民の願いに応え計画を絵に書いた餅にはしないでほしい。	適正な建築物等の高さ規定に関する検討につきましては、景観計画（素案）に係るパブリックコメントでもお答えしましたとおり、私権の制限につながる懸念もあることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。 そのため、本年度以降にアンケート調査や現状把握等を行い、地域ごとに建物高さの規制の強化や緩和などを行うかについて、実施の是非も含めて検討してまいりたいと考えております。 なお、事前相談につきましては、実効性を持たせるため、可能な限り早い段階で提出いただくよう、届出者と協議してまいりたいと考えております。
6	55,56	4	パブリックコメントでも建築物の高さ制限について具体化すべきであるという意見が複数出ている。また、かつての高さ制限の条例化を求める直接請求でも多くの方が署名しており、町民としての関心は高い。町のパブリックコメントの回答では高さ制限については私権制限の側面から消極的な様子がみえてくるが、京都市など事例もあり、やれない理由を探すのではなく全国の運用事例から研究をしていくべきである。また、町内でのマンション建設では周辺住民が環境悪化を訴えるケースが多々発生しており、一方の権利を擁護するのはフェアではない。	適正な建築物等の高さ規定に関する検討につきましては、景観計画（素案）に係るパブリックコメントでもお答えしましたとおり、私権の制限につながる懸念もあることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。 そのため、本年度以降にアンケート調査や現状把握等を行い、地域ごとに建物高さの規制の強化や緩和などについて、実施の是非も含めて検討してまいりたいと考えております。
7	64-68	4	案の84ページ以降、行為の制限がさまざまあるが、これらは今後ともUpdateされるべきであり、実際に非常に細かく規定されている部分と、抽象的な表現にとどまっているものと両方がある。全体的にSDGsの視点が弱いと思われる。何が島本にふさわしい景観であるかを継続的に議論するために、多様な属性の住民で構成され、また適度に人が入れ替わるような景観審議会にすべきである。パブコメ回答では「景観審議会の人選につきましては、条例等に基づき慎重に選ぶ」といった表現があるが、結局のところこの手の審議会ではいつも同じような人選がなされている。公募人数も限られている。子育て世代をいれる、女性をいれる、学生をいれる、一人暮らしの人をいれる、引っ越して年数の浅い人を入れるなどを意識的に行うことがいいと思う。審議会では開発行為があった時だけ動くのではなく、継続的によりよい景観と政策について議論するような組織にできないか。審議会では条例の縛り等があるなら別の協議会のようなものを作ってもよい。	行為の制限を含む景観計画につきましては、必要に応じ、適宜修正等行ってまいりたいと考えております。 また、本町の「附属機関委員の選任基準」では、「年齢の制限は設けないが、委員の選任にあたっては、附属機関の設置目的や性格等を踏まえつつ、幅広い世代の参画が図られるよう考慮すること。」や「島本町男女共同参画社会をめざす計画に掲げる目標（審議会等における女性委員比率40%以上60%未満）の達成に努めること。」などの基準を設けておりますため、景観審議会につきましても、委員選考の際には、可能な限り基準に適合するよう努めてまいりたいと考えております。 なお、景観審議会につきましては、個別の案件だけでなく、景観行政全般に係る内容を取り扱う予定でございます。
8	38 55,56	5	パブリックコメントで多く意見がだされた建築物の高さ制限に関する記述が一切みられない。山並み景観を保全するために本町において大きな課題となっている高層建築が規制されずに建築されていることに対しては、パブリックコメントだけでなく景観計画に対する住民アンケートの結果である「景観計画p39イ 景観を損ねていること」の2位に選ばれており、多くの住民の要望になっている。 現在も5つの高層建築が本町において建築中もしくは計画中であり、景観だけでなく住環境や子育て・教育環境に大きなインパクトを及ぼすため、早急な規制が不可欠である。 近隣自治体で言えば神戸市、京都市のように多くの自治体で景観計画に建築物の高さ制限について定性的、定量的な記述がなされ、事業者への勧告などによって規制を行なっている。 本計画で重要な3方を緑の近い山並みが囲む素晴らしい景観を保全するため、高層建築を規制する方針を示すとともに建築物の高さ制限を景観計画に記載するよう求めます。	適正な建築物等の高さ規定に関する検討につきましては、私権の制限につながる懸念もあることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。 そのため、景観計画（案）の「7. 景観形成の施策」に記載させていただいておりますとおり、良好な住環境や景観形成のため、本年度以降にアンケート調査や現状把握等を行い、地域ごとに建物高さの規制の強化や緩和などについて、実施の是非も含めて検討してまいりたいと考えております。
9	1 60 62-68	5	また文化的景観や歴史景観の保全も島本町にとって重要な課題となっております。 中世に水無瀬離宮が建立され、その関連遺跡である西浦門前遺跡や、JR島本駅西地区で庭園遺跡が見つかるなど、当時においても島本の地が眺望豊かな環境であり、豊かな庭園文化が存在したことがうかがえます。そのような意味においても島本の歴史的景観を保全することの重要性についても記述がなされるべきです。 また中世から近世において自治都市であり、また近代においては山崎銀座と呼ばれ、工場が産業地域として栄えた山崎地域の西国街道周辺の歴史的景観の保全をしっかりと記載する必要があると思います。	本町には西国街道や水無瀬神宮、若山神社などの歴史的資源があり、歴史や成り立ちを背景として、長い営みの中で積み重ねられてきた景観が現在の特徴となって現れております。 そのため、「歴史的資源」につきましては、景観を形成する重要な要素の一つであると考えており、景観計画（案）では、「1. はじめに」の「①景観とは」の項目にそれらの内容を記載しております。 また、西国街道につきましては、「JR島本駅前以東の区間の西国街道及びその沿道の区域」を「西国街道区域」とし、街道沿いの景観を守り育ててまいりたいと考えております。

番号	ページ数	公述者 番号	意見の要旨	町の考え方
10	15 52-57	5	<p>また島本の重要な景観として里地里山景観の保全が重要です。用語として里地里山が記載されていますが、雑木林、田畑・ため池・水路、集落や伝統行事などを里地里山景観として保全するよう記載することを求めます。</p>	<p>本町には、北摂山系の森林、里地里山、淀川や水無瀬川の河川、農業用ため池、集落や市街地に点在する田畑などさまざまなタイプの自然があり、これらの豊かな自然環境はさまざまな生物の生息地となっています。</p> <p>景観計画（案）では、自然景観のうち、アンケートでも特に評価の高かった「森林景観」や「河川沿いの景観」について、景観形成の方針を定め、景観形成の施策に取り組んでまいりたいと考えております。</p>